（様式２）

誓　約　書

　令和　　年　　月　　日

佐賀県知事　山口　祥義　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○・○○設計共同企業体

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

氏名

（法人であるときは、代表者の役職氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　構成員名

氏名

（法人であるときは、代表者の役職氏名）

下記の要件については、全て事実と相違ないことを誓約します。

記

１　本業務において、同時に２以上の共同企業体の構成員を兼ねていません。

２　佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第２条第２項の規定に基づき「建築士事務所」の入札参加資格の決定を受けています。入札参加資格の決定を受けていない場合は、所定の書類を提出することにより、入札参加資格の決定を受けていることと同等と認められます。

３　「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」による指名停止を、本業務の参加表明書の提出期限日から開札の日までの間に受けていません。

４　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しません。

５　本業務の参加表明書の提出期限日の６か月前から開札の日までの間、金融機関等において、不渡り手形等を出していません。

６　本業務の開札までの間に、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立をされていません。

７　本業務における他の参加表明書提出者と資本又は人事面において強い関連がある者ではありません。

８　代表者以外の構成員は、代表者と資本又は人事面において強い関連がある者ではありません。

９　佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第２条第４号に規定する暴力団等ではありません。

１０　各担当主任技術者に代表者及び構成員以外の協力事務所に所属する協力者を配置する場合、当該協力事務所については上記３～９に掲げる要件を満たす者とします。

注）「佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第２条第４号に規定する暴力団等」とは、以下のとおりである。

ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号。以下「法」という。)第２条第２号に規定する暴力団をいう。）

イ）暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）

ウ）暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ク）役員等(法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人(営業を営む者に限る。以下同じ。)にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。)にイからキまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人

ケ）イからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

（様式３）

事務所の実績調書（参加資格要件となるもの）

　①共同企業体の**代表者**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事務所名 |  | | |
| 参加要件となる業務実績 | | | |
| 業務名称 |  | | |
| 業務内容 | （該当するものに○印）  　新築　・　増築　・　改築 | | |
| 受注形態 | （該当するものに○印）  　単独　・　ＪＶ | | |
| 出資比率  （共同企業体の場合記入） |  | | |
| 設計完了年月 |  | | |
| 規模 | ㎡ | 用途 |  |

　　※事実を証する書類として、以下の資料を添付すること。

　　　①当該業務の実績及び業務が完了した旨を証する資料

　　　②実績に係る設計図書等、規模・用途が確認できる資料

　　　③共同企業体での実績である場合は、その協定書の写し

　②共同企業体の**代表者以外の構成員**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事務所名 |  | | |
| 参加要件となる業務実績 | | | |
| 業務名称 |  | | |
| 業務内容 | （該当するものに○印）  　新築　・　増築　・　改築 | | |
| 受注形態 | （該当するものに○印）  単独　・　ＪＶ | | |
| 出資比率  （共同企業体の場合記入） |  | | |
| 設計完了年月 |  | | |
| 規模 | ㎡ | 用途 |  |

※事実を証する書類として、以下の資料を添付すること。

　　　①当該業務の実績及び業務が完了した旨を証する資料

　　　②実績に係る設計図書等、規模・用途が確認できる資料

　　　③共同企業体での実績である場合は、その協定書の写し

（様式４）

　　　配置予定技術者一覧及び実績調書（参加資格要件となるもの）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **分担**  **氏名** | **資格**  **（登録番号）**  **(取得年月日)** | **主要な業務実績　及び　資格取得後の年数** | | | | |
| **業務名称** | | **規模** | **業務完了**  **年月** | **立場** |
| 管理技術者  氏名 | 一級建築士  （　　　　　　　）  （　　年　月　日） |  | | ㎡ | Ｈ　．  Ｒ　． | 管理  主任 |
| 受注形態 | 単独・ＪＶ | 用途 |  | |
| 資格取得日から公告日までの年数：（　　　　　）年 | | | | |
| 意匠（設計）  主任技術者  氏名 | 一級建築士  （　　　　　　　）  （　　年　月　日） |  | | ㎡ | Ｈ　．  Ｒ　． | 管理  主任 |
| 受注形態 | 単独・ＪＶ | 用途 |  | |
| 資格取得日から公告日までの年数：（　　　　　）年 | | | | |
| 構造  主任技術者  氏名 | 一級建築士  （　　　　　　　）  （　　年　月　日）  構造設計一級建築士  （　　　　　　　）  （　　年　月　日） |  | | | | |
| 電気設備  主任技術者  氏名 | 一級建築士  （　　　　　　　）  （　　年　月　日）  設備設計一級建築士  （　　　　　　　）  （　　年　月　日）  建築設備士  （　　　　　　　）  （　　年　月　日） |  | | | | |
| 機械設備  主任技術者  氏名 | 一級建築士  （　　　　　　　）  （　　年　月　日）  設備設計一級建築士  （　　　　　　　）  （　　年　月　日）  建築設備士  （　　　　　　　）  （　　年　月　日） |  | | | | |
| 備考  ・「立場」欄は管理技術者、主任技術者を○印で選択すること。  ・上記技術者以外の方の実績については記載しないこと。 | | | | | | |

※事実を証する資料として、以下の資料を添付すること。

①参加資格要件となる資格を証する資料

②当該業務の実績及び業務が完了した旨を証する資料

③設計図書等、実績の規模、用途が確認できる資料

④管理・意匠（設計）主任技術者が当該業務に携わった立場を示す資料

⑤共同企業体等による実績の場合は協定書の写し

（様式５）

○○・○○設計共同企業体協定書

（目　的）

第１条 当企業体は、佐賀県立大学（仮称）整備設計委託（以下「業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名　称）

第２条 当企業体は、○○・○○設計共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地、○○事務所内に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和○○年○○月○○日に成立し、業務の委託契約の履行後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２ 委託業務を受託することができなかったときは、当企業体は前項の規定にかかわらず、当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○市○○町○○番地

　　○○設計事務所　　　代表者　　○　○　○　○

○○市○○町○○番地

　　○○設計事務所　　　代表者　　○　○　○　○

（代表者の名称）

第６条 当企業体は、○○設計事務所 代表者○○○○　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条 当企業体の代表者は、業務の施行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに契約代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　構成員は、成果物（委託契約に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しにかかる成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第２章及び第３章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当企業体の代表者に委任するものとする。

なお、当企業体の解散後、当企業体の代表者が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者以外の構成員が有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第８条 当企業体の構成員は、次の割合によって出資するものとする。

　　なお、当該業務の契約変更があっても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

○○設計事務所　　　　○○ ％

○○設計事務所　　　　○○ ％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務に当たるものとする。

２　運営委員会の委員長は、当企業体の代表者が当たるものとする。

３　運営委員会は、必要に応じて委員長が招集するものとする。

４　運営委員会は、必要に応じ事務局を設置し、収支を明らかにする帳票類を整備しなければならない。

（役員その他の選任）

第10条 当企業体の役員、その他は、運営委員会において選任するものとする。

（構成員の責任）

第11条　各構成員は、業務の委託契約の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第12条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行本店（支店）とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決　算）

第13条　当企業体は、当該業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第14条 決算の結果利益金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第15条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第16条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

（業務途中における構成員の脱退に対する処置）

第17条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益金を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第18条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（設計業務途中における構成員の破産又は解散等に対する処置）

第19条　構成員のうちいずれかが、業務途中において破産又は解散した場合、あるいはそれらと同様の状態になったものと発注者及び他の構成員が認めた場合においては、第１７条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第20条　代表者が脱退し若しくは除名された場合は又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員及び発注者の承認により残存構成員を代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第21条　当企業体が解散した後においても、委託業務に、契約不適合責任が生じたときには、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第22条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○設計事務所外１社は、上記のとおり○○・〇〇設計共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書２通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

代表者 住所

○○設計事務所

代表者 　○　○　○　○ 印

構成員 住所

○○設計事務所

代表者 　○　○　○　○ 印

（様式６）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ○○・〇〇設計共同企業体編成表 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | | | 委員長　○○○○　（○○設計事務所）  委　員　○○○○　（○○設計事務所） |
|
|  | 共同企業体運営委員会 |  |
|
|
|  | | | 事務局 ○○○○ （○○設計事務所） |

|  |  |
| --- | --- |
| 共同企業体事務所 |  |
|
|

|  |
| --- |
| 管理技術者  ○○○（○○設計事務所） |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 意匠担当主任技術者  ○○○○（○○設計事務所） |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 構造担当主任技術者  ○○○○（○○設計事務所） |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 電気設備担当主任技術者  ○○○○（○○設計事務所） |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 機械設備担当主任技術者  ○○○○（○○設計事務所） |

※本表の構成は標準例であり、実状に応じて適宜作成すること。